

令和 4 年10月25日

保護者 様

三芳町教育委員会

### 当面の臨時休業等の目安の改正について

日頃より、本町の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

本町におきましては、現下の感染状況等を踏まえ、町内小中学校における当面の臨時休業等の目安を、県立学校に準じ下記のとおり変更し対応することとします。

保護者の皆様におかれましても、引き続き家庭内での感染予防対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願いたします。

#### <対応の変更点について>

#### ○ 学級閉鎖

陽性者が在籍する学級の児童生徒数により適用する目安を下表のとおりとし、以下の目安に該当する場合は、学級閉鎖を実施する。当該期間は5日間程度を目安とする。

児童生徒数	目安
21人以上	同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者(発熱等の風邪症状を有する者等)が合わせて10%以上いる場合
20人以下	同一学級において、2名の陽性者が発生した場合、又は、陽性者が1名であっても、体調不良者(発熱等の風邪症状を有する者等)が複数いる場合

ただし、実施を検討するにあたり、以下のとおり取り扱う。

- ①1人目の陽性者を認定するにあたり、当該陽性者が感染可能期間(※)に学校に来ていない場合は除く。
- ②その他の陽性者・体調不良者(発熱等の風邪症状を有する者等)を認定するにあたり、同居家族等の濃厚接触者として自宅待機していた者が陽性者等になった場合で、かつ、直近5日間に学校に来ていない場合等、当該陽性者等が1人目の陽性者との間で明らかに感染経路に関連がないと判断できる者に限り除く。

(※)感染可能期間は、発症2日前(無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間